

ミナミエリアの環境改善を目的とした 大阪市指定喫煙所設置経費補助制度

大阪市では、日本有数の繁華街であるミナミにおいて顕在化しているごみのポイ捨てや路上喫煙などの課題を解決し、環境改善の実効性を高めるための取組を進めることから、路上喫煙対策のひとつとして、ミナミエリアに喫煙所を設置するため、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所(指定喫煙所)の設置及び維持管理にかかる経費を補助します。

1 補助内容

区分		補助内容	補助率	補助上限額
設置経費	新規整備費	給気設備(ガラリ)、排気設備(換気扇)、ダクト工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、灰皿・椅子等の備品購入費用など	10分の10	1,000万円
維持管理経費	保守管理費	空気清浄機等機器保守委託費、清掃・ごみ処理委託、電気代、火災保険料など	10分の10	144万円 (年間)
	賃貸料	家賃、店舗及び駐車場の賃借料など ※管理費、共益費、光熱水費、敷金、礼金、更新料等は、補助対象外とする。 ※賃貸料にこれらの費用が含まれる賃貸借契約で、その内訳が明確でない場合、当該賃貸料は補助対象外とする。 ※賃貸借契約書の賃貸料のうち喫煙所の運営に係る部分について、補助金の交付を受けようとする者が支払う賃貸料とする。	10分の10	120万円 (年間)

※消費税及び地方消費税並びに市等の他の事業により補助や補償等を受ける部分に係る費用は除く。

※1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

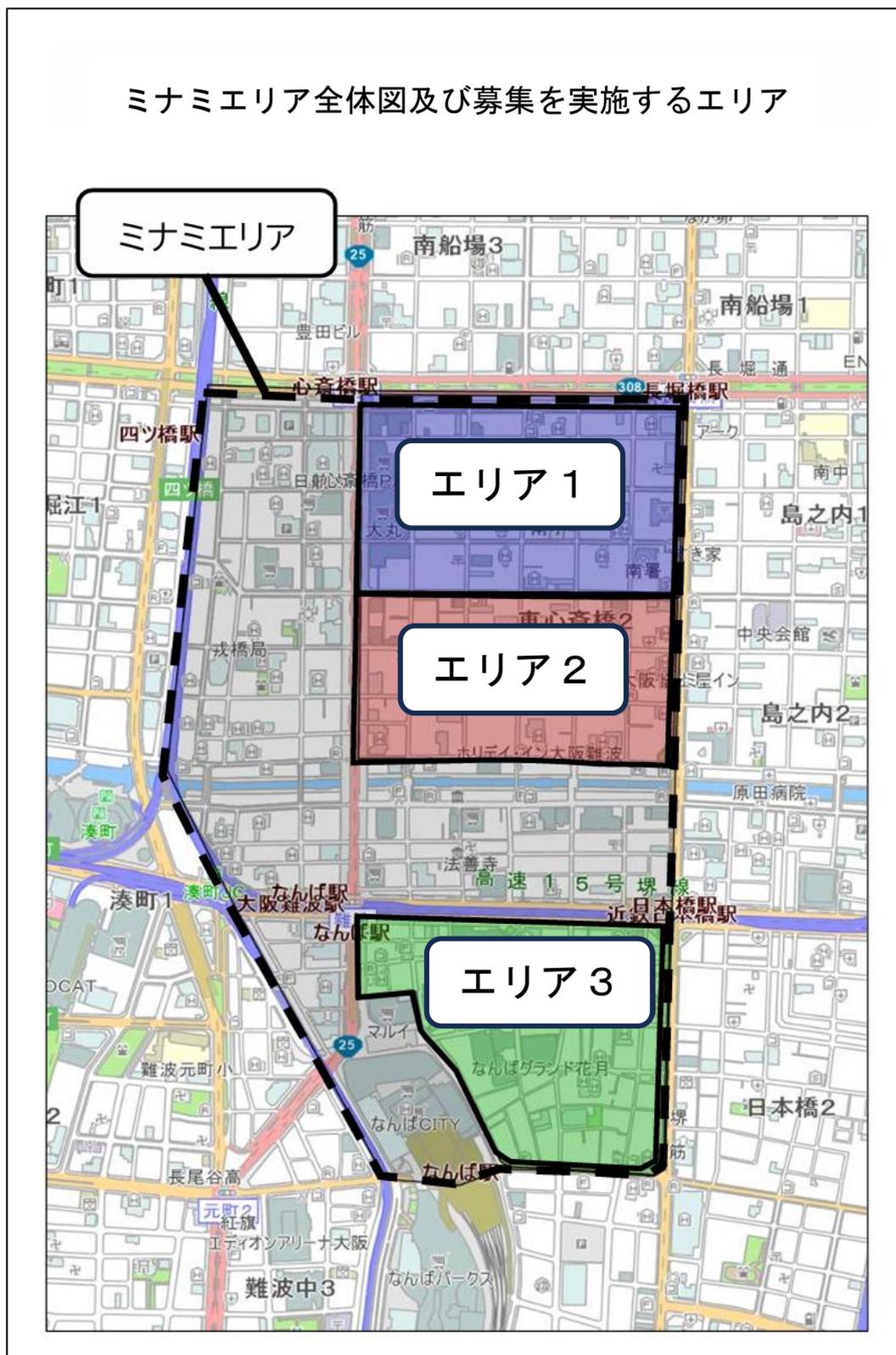
※維持管理経費は、設置経費の補助を受けた指定喫煙所を対象とします。

※本補助制度は、予算の範囲内での執行となります。

2 補助対象事業者

- (1) 補助対象地域内の建物の所有者又は使用者
- (2) 補助対象地域内の土地の所有者又は使用者
- (3) その他、市長が特に認めるもの

※補助対象地域は次の地図に示す「ミナミエリア」であり、その範囲に含まれる「エリア1」「エリア2」「エリア3」の範囲内に設置する喫煙所を補助の対象とします。



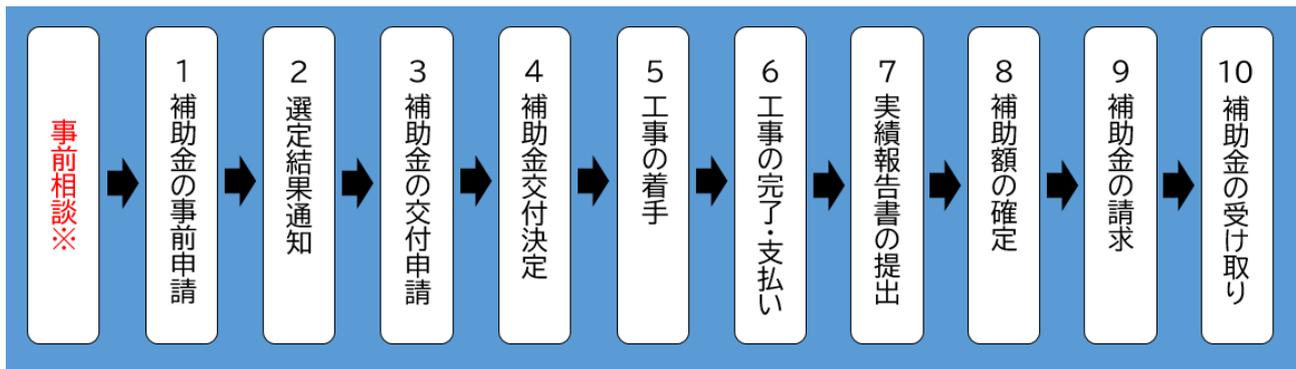
3 補助の要件

- (1) 「大阪市指定喫煙所整備にかかる指針」に適合する指定喫煙所又は新たに指定を受けることとなる喫煙所であること。(指定要件は次の表のとおり)
- (2) 公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できること
- (3) 概ね1日8時間以上かつ週5日以上供用すること
※喫煙所の供用時間は18時から24時の時間帯を必ず含めること
- (4) 運営日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理が見込めること
- (5) 供用開始後、3年間は継続して運営すること
- (6) 関係法令等を遵守すること
- (7) 補助対象地域であるミナミエリアの範囲に含まれる「エリア1」「エリア2」「エリア3」の範囲内に設置する喫煙所であること。

	(1)屋内喫煙所	(2)屋外閉鎖型喫煙所	(3)屋外開放型喫煙所
形態	建物内にあるもの	屋根と壁で完全に囲まれているもの	囲いだけの構造など、屋根や壁で完全に囲われていないもの
設置場所	道路等公共の場所に面する建物に設置し、直接出入りできること、かつ、喫煙所の全部または一部を建物の1階に設置すること。 ただし、喫煙所が当該建物の中に存在することを当該建物の入口(建物が道路等公共の場所から奥まっている場合は、道路等公共の場所沿いの敷地内)に明確に表示し、かつ、建物内に喫煙所までのルート案内を表示する場合は、設置場所要件を満たすものとする。	①道路等公共の場所から容易に利用できる場所であること。 ②市民等の通行・公園利用等の支障にならない場所であること。	①道路等を通行する者から離れた場所であること。 ②望まない受動喫煙を防ぐため、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所を避けるなど周辺環境への影響に配慮した場所であること。
構造	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は人通りの少ない場所に向いていること。 ④民間事業者が既に設置している喫煙所については、上記①及び②の構造要件は適用しないものとする。	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は天井近くの高い場所であり、人通りの少ない場所に向いていること。 ④給気口は排気口の反対側に設置されていること。	①方向転換のためのクランクがあること(2回以上が望ましい)。 ②壁等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が人通りの多い方向に流れないよう配慮されていること(周囲に影響がないと本市が認めた場合を除く)。 ③壁については一定の高さがあること(2.5~3m程度が望ましい)。 ④四方の壁の下部に、給気用の隙間(10~20cm)があること。 ⑤天井の一部を囲う場合は、天井に勾配をつけ、壁と天井の間に人通りの少ない方に向けた排気用の開口面があること。
その他	健康増進法(平成14年法律第103号)に則したものとする。	「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付け健発1109第6号 厚生労働省健康局長通知)に準ずること。ただし、指針の目的を達成すると認める場合は、この限りではない。	

4 補助事業の流れ

(1) 設置の場合(新規)



注意

補助金交付決定前に行われた、喫煙所の設置にかかる工事・備品購入等を含む全ての経費は、補助対象となりません。

補助金の活用を検討される場合は、**必ず事前にご相談ください。**また、事業を中止・変更する場合も、手続きが必要ですので、事前にご相談ください。

1.事前相談

環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当へ電話（06-6630-3153）にご相談いただくか、窓口（あべのルシアス13階）までお越しください。

2.事前申請

「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費補助金交付事前申請書」に次の書類を添付して申請してください。（事前相談後速やかに）

（※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。）

添付書類
① 事業計画書
② 収支予算書
③ 工事見積書
④ 施設及び設備を設置する土地の登記事項証明書（発行後3月以内のもので、全部事項証明書又は現在事項証明書のいずれかとする。）
⑤ 施設及び設備を設置する建物の登記事項証明書（屋内喫煙所を設置する場合のみ。発行後3月以内のもので、全部事項証明書又は現在事項証明書のいずれかとする。）
⑥ 申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書（発行後3月以内のもので、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかとする。）
⑦ 申請者が個人の場合は申請者の現住所が記載された住民票の写し（発行後3月以内のもの）
⑧ 施設及び設備の仕様及び外形図（喫煙所の図面）
⑨ 施設及び設備の設置（予定）場所を示す位置図（喫煙所の設置場所を示す図面）
⑩ 施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前である場合は賃貸借契約書等の案の写しを提出し、契約締結後、速やかに賃貸借契約書等を提出）
⑪ ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置にかかる周辺区域との調整等について
⑫ 誓約書
⑬ その他市長が必要と認めるもの

3. 選定結果通知

補助の対象となるエリアへの喫煙所の整備数には限りがあるため、本市が定める基準を基に補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)を選定し、その結果を通知します。

4. 交付申請

上記3の選定結果の通知を受け、設置経費補助金申請の対象となった申請者は、「**ミニエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費補助金交付申請書(様式第1-1号)**」に次の書類を添付して申請してください。(工事契約の30日前まで)
(※添付する書類については、事前申請書に添付した書類の写しの提出でも可能です。)
(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

添付書類
① 事業計画書
② 収支予算書
③ 工事見積書
④ 施設及び設備を設置する土地の登記事項証明書(発行後3月以内のもので、全部事項証明書又は現在事項証明書のいずれかとする。)
⑤ 施設及び設備を設置する建物の登記事項証明書(屋内喫煙所を設置する場合のみ。発行後3月以内のもので、全部事項証明書又は現在事項証明書のいずれかとする。)
⑥ 申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書(発行後3月以内のもので、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかとする。)
⑦ 申請者が個人の場合は申請者の現住所が記載された住民票の写し(発行後3月以内のもの)
⑧ 施設及び設備の仕様及び外形図(喫煙所の図面)
⑨ 施設及び設備の設置(予定)場所を示す位置図(喫煙所の設置場所を示す図面)
⑩ 施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し(契約締結前である場合は賃貸借契約書等の案の写しを提出し、契約締結後、速やかに賃貸借契約書等を提出)
⑪ その他市長が必要と認めるもの

5. 補助金交付決定/不交付決定

申請の内容を審査し、補助金交付又は不交付を決定します。

6. 工事の着手

補助金交付決定後、「**ミニエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費補助金事業着手届(様式第10号)**」に次の書類を添付して提出してください。
(※事業を中止・変更する場合は、手続きが必要ですので、事前にご相談ください。)

添付書類
① 工事契約書、注文書及び請書又はその他工事に係る契約を締結したこと示す書類の写し
② 工事工程表

7. 実績報告書の提出

工事等完了後には、「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費補助金実績報告書(様式第11-1号)」に、次に掲げる書類を添付して提出してください。
(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

添付書類
① 事業実績報告書
② 収支決算書
③ 補助事業の契約関係書類の写し(注:経費の内訳が分かる書類を含む)
④ 補助事業の領収書等の写し(注:領収書以外にも、銀行等の振込明細やその他支払いを証明する書類の写し、又は会計帳簿の写しの提出を求める場合があります。)
⑤ 添付書類④に規定する書類で証明される金額が、添付書類③に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
⑥ 喫煙施設及び設備が完成したことを確認できる書類の写し
⑦ 喫煙施設を設置した場所を示す位置図
⑧ 建物内外主要部分の写真
⑨ 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類
⑩ その他市長が必要と認めるもの

8. 補助額の確定

補助額の確定は、「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金額確定通知書(様式第12号)」にて通知します。

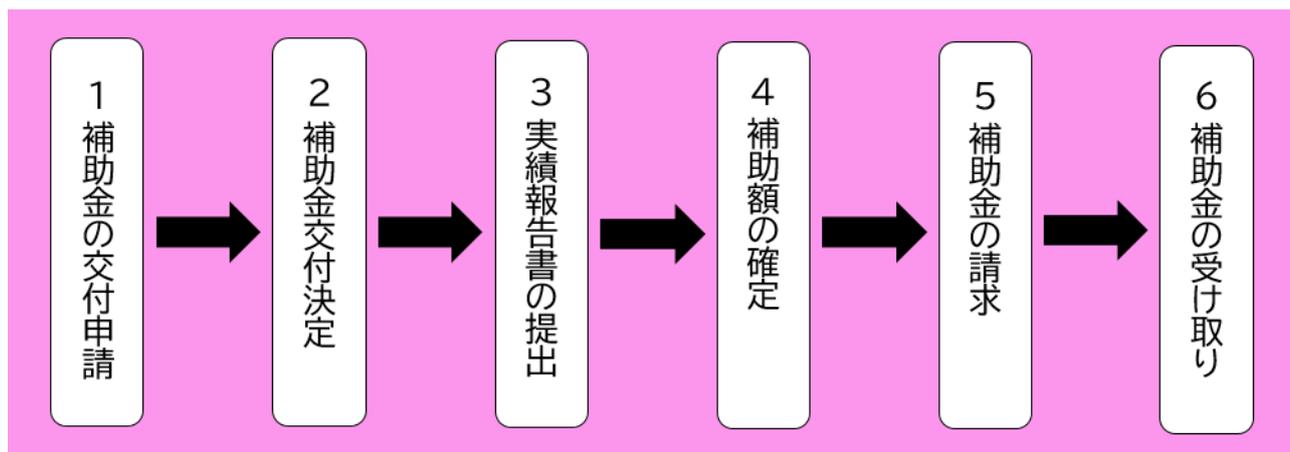
9. 補助金の請求

「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金額確定通知書(様式第12号)」の受領後、補助金の請求書を提出してください。

10. 補助金の交付

補助金の請求を受けた日から30日以内に補助金を交付します。

(2) 維持管理の場合



補助金交付決定前に契約された喫煙所の維持管理にかかる委託費等の経費は、**補助対象となりません。**

※賃貸借契約については補助金交付決定前の契約締結を認めますが、補助金の交付対象とできる賃貸料は供用開始日以降のものに限ります。

1. 交付申請

「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所維持管理経費補助金交付申請書(様式第1-2号)」に次の書類を添付して申請してください。(供用開始の30日前まで)
(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

添付書類

- | |
|--|
| ① 事業計画書 |
| ② 収支予算書 |
| ③ 賃貸料に係る補助金の交付を受けようとする場合においては、賃貸借契約書等の写し(契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所維持管理経費補助金の交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。) |
| ④ その他市長が必要と認めるもの |

2. 補助金交付決定/不交付決定

申請の内容を審査し、補助金交付又は不交付を決定します。

3. 実績報告書の提出

年間の喫煙所維持管理終了後には、「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所維持管理経費補助金実績報告書(様式第11-2号)」に、次に掲げる書類を添付して提出してください。

(※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。)

添付書類
① 事業実績報告書
② 収支決算書
③ 補助事業の契約関係書類の写し(注:経費の内訳が分かる書類を含む。)
④ 補助事業の領収書等の写し(注:領収書以外にも、銀行等の振込明細やその他支払いを証明する書類の写し、又は会計帳簿の写しの提出を求める場合があります。)
⑤ 添付書類④に規定する書類で証明される金額が、添付書類③に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
⑥ 賃貸料に係る補助金にあつては、次に掲げる書類 ア 賃貸契約書等の写し イ 賃貸料の支払いを確認できる領収書等の写し又は銀行等振込明細等の写し ウ イに規定する書類で証明される金額が、アに掲げる賃貸借契約書等の金額と異なる場合は、その理由書
⑦ その他市長が必要と認めるもの

4. 補助額の確定

補助額の確定は、「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金額確定通知書(様式第12号)」にて通知します。

5. 補助金の請求

「ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金額確定通知書(様式第12号)」の受領後、補助金の請求書を提出してください。

6. 補助金の交付

補助金の請求を受けた日から 30 日以内に補助金を交付します。

5 補助金の返還について

補助金を活用して設置した喫煙所及び喫煙所の設備は、ミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金交付要綱(以下「補助金要綱」という。)第 19 条第 3 号に基づき処分が制限されます。3年以内に当該喫煙所を処分する場合は、あらかじめミナミエリアの環境改善を目的とした大阪市指定喫煙所設置経費等補助金財産処分承認申請書(第 15 号様式)を提出し、その承認を受ける必要があります。なお、補助金要綱第 20 条第 3 号に基づき、承認の条件として経過期間に応じた補助金の返還を求められます。

※1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

設置経過期間	金額
(1)2年以上3年未満	設置経費に係る補助額の1/3に相当する金額
(2)1年以上2年未満	設置経費に係る補助額の2/3に相当する金額
(3)1年未満	設置経費に係る補助額全額

問い合わせ先

環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号(あべのルシアス13階)

TEL 06-6630-3153 FAX 06-6630-3581

ホームページアドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000672914.html>